

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－２ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－２－１ 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等</p> <p>貸金業者が貸金市場の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令及び社内規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、貸金業者に対する資金需要者等からの信頼を確立することとなり、ひいては貸金市場の健全性を確保する上で極めて重要である。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>また、貸金業者は、適正な業務運営を確保する観点から、業務に関して適切な社内規則等を定め、不断の見直しを行うとともに、役員及び貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者（以下「役職員」という。）に対して社内教育を行うほか、その遵守状況を検証する必要がある。</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅱ－２－１ 1 契約に係る説明態勢</p> <p>契約に係る説明態勢に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（１）主な着眼点</p> <p>① （略）</p>	<p>Ⅱ－２ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－２－１ 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等</p> <p>貸金業者が貸金市場の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令及び社内規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、貸金業者に対する資金需要者等からの信頼を確立することとなり、ひいては貸金市場の健全性を確保する上で極めて重要である。</p> <p><u>（注）本監督指針でいう「法令及び社内規則等」には、「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 5 日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」が公表したものをいう。以下同じ。）が含まれる。</u></p> <p>また、貸金業者は、適正な業務運営を確保する観点から、業務に関して適切な社内規則等を定め、不断の見直しを行うとともに、役員及び貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者（以下「役職員」という。）に対して社内教育を行うほか、その遵守状況を検証する必要がある。</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅱ－２－１ 1 契約に係る説明態勢</p> <p>契約に係る説明態勢に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（１）主な着眼点</p> <p>① （略）</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>② 法令等を踏まえた契約に係る説明態勢の構築</p> <p>社内規則等に則り、貸付けの契約に係る説明が的確に実施されているか。例えば、以下の点に留意する。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 貸付けの契約の締結時等</p> <p> a. (略)</p> <p> b. 契約の意思形成のために、資金需要者等の十分な理解を得ることを目的として必要な情報（商品又は取引の内容及びリスク等）を的確に提供することとし、特に以下の点に留意しているか。</p> <p> (略)</p> <p> <u>(新設)</u></p> <p> (略)</p> <p>ハ. 取引関係の見直し時等</p> <p> a. ・ b. (略)</p>	<p>② 法令等を踏まえた契約に係る説明等の対応を行う態勢の構築</p> <p>社内規則等に則り、貸付けの契約に係る説明が的確に実施されているか。例えば、以下の点に留意する。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 貸付けの契約の締結時等</p> <p> a. (略)</p> <p> b. 契約の意思形成のために、資金需要者等の十分な理解を得ることを目的として必要な情報（商品又は取引の内容及びリスク等）を的確に提供することとし、特に以下の点に留意しているか。</p> <p> (略)</p> <p> ・ <u>中小企業・小規模事業者等の経営者等（以下「経営者等」という。）との間で保証契約を締結する場合、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか（Ⅱ-2-13-3（2）参照）。</u></p> <p> <u>（i）保証契約の必要性</u></p> <p> <u>（ii）原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること</u></p> <p> <u>（iii）経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があること</u></p> <p> (略)</p> <p>ハ. 取引関係の見直し時等</p> <p> a. ・ b. (略)</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>（新設）</u></p> <p>c. 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び債務者等の個人再生手続等の場合 (i)・(ii) (略)</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>c. <u>経営者等から既存の保証契約の解除等の申入れがあった場合</u> <u>「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について主債務者及び保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行う態勢が整備されているか（Ⅱ－２－１３－３（２）参照）。</u> <u>特に、借り手企業の事業承継時においては、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について主債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行う態勢が整備されているか。</u> <u>また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者が引き続き実質的な経営権・支配権を有しているか否か、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全の状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案しつつ、保証契約の解除についての適切な判断を行う態勢が整備されているか（Ⅱ－２－１３－３（２）参照）。</u></p> <p>d. 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び債務者等の個人再生手続等の場合 (i)・(ii) (略) <u>(iii) 特に経営者保証における保証債務の履行に際しては、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、保証人の手元に</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>II-2-12 (略)</p> <p>II-2-13 過剰貸付けの禁止 (略)</p> <p>II-2-13-1 返済能力調査 顧客等の返済能力調査に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>II-2-13-2 貸付審査 貸付審査に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p>	<p><u>残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の履行能力、経営者たる保証人の経営責任や信頼性、破産手続における自由財産の考え方の整合性等を総合的に勘案して決定する態勢となっているか（II-2-13-3（2）参照）。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>II-2-12 (略)</p> <p>II-2-13 過剰貸付けの禁止 (略)</p> <p>II-2-13-1 返済能力調査 顧客等の返済能力調査<u>（保証人となろうとする者の返済能力調査を含む。以下同じ。）</u>に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>II-2-13-2 貸付審査 貸付審査<u>（貸付けに係る契約の締結に係る審査及び当該契約に係る保証契約の締結に係る審査をいう。以下同じ。）</u>に関する貸金業者の監督に当</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 共通事項</p> <p>イ. 法令等を踏まえた社内規則等の整備 社内規則等において、法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、貸付審査のための社内体制や客観的かつ具体的な貸付基準を定めているか。 <u>(新設)</u></p> <p>ロ. ・ハ. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>たつては、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 共通事項</p> <p>イ. 法令等を踏まえた社内規則等の整備 社内規則等において、法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、貸付審査のための社内体制や客観的かつ具体的な貸付基準を定めているか。 特に、<u>経営者等と保証契約を締結する場合には、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、適切な保証金額の設定を行っているか（Ⅱ-2-13-3（2）参照）。</u></p> <p>ロ. ・ハ. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p><u>Ⅱ-2-13-3 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等</u></p> <p><u>(1) 意義</u> 中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という。）の経営者による個人保証（以下「経営者保証」という。）には、中小企業の経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や創業を志す者の起業への取組み、保証後に</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在する。</u></p> <p><u>こうした状況に鑑み、中小企業の経営者保証に関する中小企業、経営者及び金融機関（貸金業者を含む。以下Ⅱ－２－１３－３において同じ。）による対応についての自主的自律的な準則として「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が定められた。</u></p> <p><u>このガイドラインは、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、中小企業団体及び金融機関団体の関係者が中立公平な学識経験者、専門家等と共に協議を重ねて策定したものであって、主債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され、遵守されることが期待されている。</u></p> <p><u>金融機関においては、経営者保証に関し、ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められている。</u></p> <p><u>（２）主な着眼点</u></p> <p><u>① 経営陣は、ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に発揮して、経営者保証への対応方針を明確に定めているか。また、ガイドラインに示された経営者保証の準則を始めとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。</u></p> <p><u>イ. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進（法人と経営者との関係の明確な区分・分離が図られている等の場合における、経営者保</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>証を求めない可能性等の検討を含む。)</u></p> <p><u>ロ. 経営者保証の契約時の対応（適切な保証金額の設定を含む。）</u></p> <p><u>ハ. 既存保証契約の適切な見直し（事業承継時の対応を含む。）</u></p> <p><u>ニ. 保証債務の整理に関する対応（経営者の経営責任の在り方、残存資産の範囲及び保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱いを含む。）</u></p> <p><u>ホ. その他（ガイドラインにより債務整理を行った保証人に関する情報の取扱いを含む。）</u></p> <p>② <u>ガイドラインに基づく対応を適切に行うための社内規程やマニュアル、契約書の整備、本部による営業店支援態勢の整備等、必要な態勢の整備に努めているか。</u></p> <p>③ <u>主債務者、保証人からの経営者保証に関する相談に対して、適切に対応できる態勢が整備されているか。</u></p> <p>④ <u>主債務者たる中小企業等から資金調達の要請を受けた場合には、当該企業の経営状況等を分析した上で、法人個人の一体性の解消等が図られているか、あるいは、解消を図ろうとしているかを検証するとともに、検証の結果、一体性の解消が図られている等と認められる場合は、経営者保証を求めない可能性等を債務者の意向も踏まえた上で検討する態勢が整備されているか。</u></p> <p>⑤ <u>保証債務の整理に当たっては、ガイドラインの趣旨を尊重し、関係</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>する他の金融機関、外部専門家（公認会計士、税理士、弁護士等）と十分連携・協力するよう努めているか。</u></p> <p>⑥ <u>定期的かつ必要に応じ、内部監査等を実施することにより、ガイドラインに基づく対応が適切に行われていることを確認しているか。また、当該監査等の結果を踏まえ、必要に応じて態勢の改善・充実を図るなど、監査等を有効に活用する態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>(3) 監督手法</u></p> <p><u>上記の取組みについては、「主債務者、保証人及び対象債権者がガイドラインに基づく対応に誠実に協力することによって継続的かつ良好な信頼関係が構築・強化されるとともに、各ライフステージにおける中小企業や創業を志す者の取組意欲の増進が図られ、ひいては中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業等の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資するよう、金融機関等による積極的な活用を通じて、本ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくことが重要」との政策趣旨に鑑み、適切に取り組む必要がある。</u></p> <p><u>こうした取組態勢や取組状況を踏まえ、監督上の対応を検討することとし、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u></p> <p><u>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
(中略)	<p><u>改善命令を発出することとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－5－1による）。</u></p> <p>(中略)</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行				改 正 案			
自己検証リスト（案） （略）				自己検証リスト（案） （略）			
	適否	不適の状況	改善策		適否	不適の状況	改善策
（略）				（略）			
勧誘及び契約締結時の説明				勧誘及び契約締結時等の説明			
（略）				（略）			
保証人になろうとする者に対して十分な説明を行っているか。				保証人になろうとする者に対して十分な説明を行っているか。			
（新設）				経営者保証に関するガイドラインに基づき、主債務者及び保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行っているか。			
（略）				（略）			
（略）				（略）			
過剰貸し付けの禁止				過剰貸し付けの禁止			
（略）				（略）			
保証人や物的担保提供者の適格性の審査は、社内規則に基づいて行っているか。				保証人や物的担保提供者の適格性の審査は、社内規則に基づいて行っているか。			
（新設）				経営者等と保証契約を締結する場合において、経営者保証に関するガイドラインに基づき、適切な保証金額の設定を行っているか。			
（略）				（略）			
（略）				（略）			
貸金業者登録審査事務チェックリスト（貸金業を的確に遂行するための必要な体制） （略）				貸金業者登録審査事務チェックリスト（貸金業を的確に遂行するための必要な体制） （略）			
適否	審査内容			適否	審査内容		

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行		改 正 案	
貸金業の業務に関する社内規則（施行規則第4条第3項第12号）		貸金業の業務に関する社内規則（施行規則第4条第3項第12号）	
(略)	(略)	(略)	(略)
契約に係る説明に関する社内規則（監督指針Ⅱ-2-11(1)）		契約に係る説明に関する社内規則（監督指針Ⅱ-2-11(1)）	
(略)	(略)	(略)	(略)
<input type="checkbox"/>	経営に実質的に関与していない第三者と根保証契約を締結する場合には、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、被保証債務の残高・返済状況について情報を提供すること。	<input type="checkbox"/>	経営に実質的に関与していない第三者と根保証契約を締結する場合には、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、被保証債務の残高・返済状況について情報を提供すること。
(新設)	(新設)	<input type="checkbox"/>	<u>経営者等と保証契約を締結する場合、経営者保証に関するガイドラインに基づき、主債務者及び保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこと。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
<input type="checkbox"/>	顧客の要望を謝絶し貸付契約に至らない場合、可能な範囲で謝絶の理由等についても説明する態勢が定められているか。	<input type="checkbox"/>	顧客の要望を謝絶し貸付契約に至らない場合、可能な範囲で謝絶の理由等についても説明する態勢が定められているか。
(新設)	(新設)	<input type="checkbox"/>	<u>経営者等から既存の保証契約の解除等の申入れがあった場合、経営者保証に関するガイドラインに基づき、真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について主債務者及び保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行う態勢が定められているか。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
<input type="checkbox"/>	延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び債務者等の個人再生手続等の場合、手続の各段階で、債務者等から求められれば、その客観的合理的理由を説明する態勢が定められているか。	<input type="checkbox"/>	延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び債務者等の個人再生手続等の場合、手続の各段階で、債務者等から求められれば、その客観的合理的理由を説明する態勢が定められているか。
(新設)	(新設)	<input type="checkbox"/>	<u>経営者保証における保証債務の履行に際しては、経営者保証に関するガイドラインに基づき、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の履行能力等を総合的に勘案して決定する態勢が定められているか。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
貸付審査に関する社内規則（監督指針Ⅱ-2-13-2(1)）		貸付審査に関する社内規則（監督指針Ⅱ-2-13-2(1)）	
(略)	(略)	(略)	(略)

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行		改 正 案	
(新設)	(新設)	<input type="checkbox"/>	経営者等と保証契約を締結する場合において、経営者保証に関するガイドラインに基づき、適切な保証金額の設定を行うことが定められているか。
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	<p><u>「経営者保証に関するガイドライン」に関する基本方針等（監督指針Ⅱ－2－13－3（2））</u></p> <input type="checkbox"/> 経営陣は、経営者保証に関するガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に発揮して、経営者保証への対応方針を明確に定めているか。また、同ガイドラインに示された経営者保証の準則等について、職員への周知徹底を図っているか。	
		<input type="checkbox"/>	経営者保証に関するガイドラインに基づく対応を適切に行うための社内規程やマニュアル、契約書の整備、本部による営業店支援態勢の整備等、必要な態勢の整備に努めているか。
		<input type="checkbox"/>	主債務者、保証人からの経営者保証に関する相談に対して、適切に対応できる態勢が整備されているか。
		<input type="checkbox"/>	主債務者たる中小企業等から資金調達の要請を受けた場合には、当該企業の経営状況等を分析した上で、法人個人の一体性の解消等が図られているか、あるいは、解消を図ろうとしているかを検証するとともに、検証の結果、一体性の解消が図られている等と認められる場合は、経営者保証を求めない可能性等を債務者の意向も踏まえたと検討する態勢が整備されているか。
		<input type="checkbox"/>	保証債務の整理に当たっては、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家（公認会計士、税理士、弁護士等）と十分連携・協力するよう努めているか。
		<input type="checkbox"/>	定期的かつ必要に応じ、内部監査等を実施することにより、経営者保証に関するガイドラインに基づく対応が適切に行われていることを確認しているか。また、当該監査等の結果を踏まえ、必要に応じて態勢の改善・充実を図るなど、監査等を有効に活用する態勢が整備されているか。
(略)	(略)	(略)	(略)